

第 8 7 8 回 教育委員会会議録

日時

令和 6 年 5 月 2 0 日 (月)

午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 3 0 分まで

場所

御殿場市役所 5 階大会議室

出席者

1 番 教育長

勝亦 重夫

2 番 委員

渡邊 直子

3 番 委員

長田 光男

4 番 委員

勝又 英和

6 番 委員

大西 孝明

陪席者

教育部長

教育総務課長

教育施設課長

学校教育課長

社会教育課長

学校給食課長

図書館調整監

西学校給食センター所長兼

高根学校給食センター所長

教育総務課副参事

教育施設課参事

学校教育課課長補佐

学校教育課主席指導主事

社会教育課課長補佐

社会教育課課長補佐

事務局

教育総務課副参事

教育総務課主事

議事

御教議第 2 1 号	御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱について
御教議第 2 2 号	御殿場市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について
御教議第 2 3 号	御殿場市就学支援委員会専門調査員の任命について
御教議第 2 4 号	御殿場市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について
御教議第 2 5 号	御殿場市いじめの防止等対策推進委員会委員の委嘱について
御教議第 2 6 号	御殿場市立学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命について
御教議第 2 7 号	富士岡中学校区学校運営協議会委員の委嘱又は任命について
御教議第 2 8 号	高根小・中学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について
御教議第 2 9 号	御殿場南小学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について
御教議第 3 0 号	南中学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について
御教議第 3 1 号	御殿場市社会教育委員の委嘱について
御教議第 3 2 号	御殿場市青少年問題協議会委員の委嘱について
御教議第 3 3 号	御殿場市いじめの防止等対策推進委員会委員の委嘱について
御教議第 3 4 号	御殿場市立図書館協議会委員の委嘱について
御教議第 3 5 号	御殿場市子ども読書活動推進会議委員の委嘱について
御教議第 3 6 号	御殿場市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について
御教議第 3 7 号	高根小・中学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について
御教議第 3 8 号	損害賠償請求事件に係る和解について

開会

教育長

本日は杉山委員が欠席しておりますが、委員の過半数の出席をいただいておりますので、委員会は成立いたします。

ただ今から御殿場市教育委員会5月定例会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配布の日程により進行いたしますので、ご了承願います。

それでは会議録署名人の指名を行います。教育長の指名により決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、こちらから指名いたします。

3 番 長田 光男 委員 と、

4 番 勝又 英和 委員 をお願いいたします。

次に会期であります、本日1日間といたします。

なお定例会終了後、委員会協議会を開催いたしますのでよろしくお願いします。

教育長報告

教育長

新年度がスタートして一月半が過ぎました。以前から「五月病」という言葉があるように、心身に不調が出やすい時期になっています。また、交通事故も増える時期になります。G.W.が明けて改めていろいろなことに注意を払っていく必要があります。各学校の状況は、落ち着きある良い雰囲気スタートを切ることができました。

遠足や運動会、修学旅行など、予定されていた行事が順調に行われています。子供たちの笑顔を見ることができ、うれしい限りです。今年も、早くもこの時期から熱中症の注意が必要となっています。

4月20日 御殿場市国際交流協会総会 御殿場市文化協会総会
ボーイスカウト総会

教育長

以前と同じように、各団体の総会が行われるようになりました。

4月22日 部長連絡会 定例記者会見 静岡県都市教育長協議会

教育長

県の全市（政令市を含む）の教育長からなる協議会が、沼津市で開催されました。部活動の地域移行をはじめとした教育課題について協議が行われました。

4月23日 家庭教育学級運営委員研修会
御殿場市公立幼稚園連絡協議会

4月24日 園長会 市PTA連合会委員会

教育長

令和6年度会長 勝間田 賢一様（南中PTA会長）
副会長 井福 拓様（南小PTA会長）
勝村 由加利様（南中校長）

4月25日～26日 関東地区都市教育長協議会総会

教育長

「米百俵のまち」新潟県長岡市で行われました。行政説明や事例発表があり充実した総会となりました。

4月28日 五十雀山歩会総会

教育長

平成3年に創立されて以来、34年目を迎えました。御殿場市・小山町で6支部あり、会員数は194人となっています。

5月1日 図書館ボランティア文部科学大臣表彰市長表敬訪問
教育長

文部科学大臣表彰を受賞した御殿場市図書館ボランティアの会の代表者が、市長に受賞の報告に来ました。市としては2年連続の受賞となり大変うれしく思います。

5月7日 部長連絡会 校長会

5月8日～10日 全国都市教育長協議会総会ならびに研究大会
教育長

第47回全国都市教育長協議会総会が長崎県長崎市で行われました。原爆資料館の視察研修が行われました。被爆者の方の体験談を聞くことができました。どのように次世代に伝え続けていくかという大切さを改めて感じ、内容の濃い大会でした。

5月11日 市スポーツ協会総会
5月13日 部長連絡会 庁議
5月14日 校長人事評価面談 教頭・主幹教諭・教務主任研修会
文化財審議委員会委員感謝状贈呈式

教育長
文化財審議委員会委員として、長年ご尽力いただいた3の方に感謝状をお渡ししました。

高村典子様（28年） 土屋共榮様（10年） 池谷博文様（6年）

また、年度初めの校長教頭との面談を行いました。学校の現状確認や今年度の学校経営の重点について共有を図りました。

5月15日 校長人事評価面談 補導委員委嘱状交付式
5月16日 教頭人事評価面談
5月17日 市議会全員協議会 教頭人事評価面談
5月19日 駿東地区退職校長会総会
御殿場線命名90周年記念講演会
5月20日 部長連絡会 定例教育委員会

議事

教育長

それでは、はじめに事務局から一言お願いします。

教育部長

改めましてこんにちは。

先週ですけれども、小山高校の定時制の教育振興会総会に出席いたしました。

4 学年で 31 人の生徒がいる中、10 代の生徒に混じって 3 年生に 76 歳の生徒が 1 人、学び直しをしたいということで入学をされました。生涯学習の一例として紹介をさせていただきました。本日の議案は 18 件になっております。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

教育長

それでは、議事に入ります。

御教議第 2 1 号 御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱について

教育長

それでは、御教議第 2 1 号「御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

教育長

それでは内容説明をお願いします。

教育総務課長

ただいま議題となりました、御教議第 2 1 号につきまして、内容を説明いたします。お手元の議案書 3 ページと、御協議第 2 1 号資料をご用意いたします。

御殿場市立学校設置審議会は御殿場市立学校設置審議会条例に基づきまして、新設校の設置場所及び規模に関する事項や、通学区域に関する事項について調査・審議する会でございます。それでは御協議第 2 1 号資料をご覧ください。

委員の任期は、2 年間となっております。このたび、令和 6 年 3 月 3 1 日をもって任期が満了となりましたことから、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの、次の任期につきまして新たに全委員の委嘱を行うものです。

また、委員の人数は、1 5 人以内で組織することが規定されており、今回委嘱を行う委員は、1 3 名でございます。内訳につきましては、新任が 1 0 名、再任が 3 名となっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長

ただいま御教議第 2 1 号につきまして内容説明がありました。本案についての質疑を求めます。

教育長

ご質疑ございますか。ほかに質疑・異議もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第 2 1 号「御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 2 2 号 御殿場市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について

教育長

それでは、御教議第 2 2 号「御殿場市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

教育長

それでは内容説明をお願いします。

学校教育課長

ただ今議題となりました御教議第 2 2 号につきまして、説明いたします。議案書の 4 ページ及び御教議第 2 2 号資料をお開きください。

就学支援委員会は、特別な支援を必要とする児童生徒の特別支援学校及び特別支援学級への就学支援の適正を期するため、地方自治法の規定に基づき設置するものです。

委員は、御殿場市就学支援委員会設置条例の規定により 15 人以内とし、医師会の代表、知識と経験を有する者、学校関係者、幼稚園及び保育所関係者、家庭相談員、市職員のうちから委嘱又は任命します。

現在の委員 15 人の任期は令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年間となっていますが、このたび、委員 2 人の退任が生じたため、後任者について、前任者の残任期間を任期として承認をお願いするものです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただいま御教議第 2 2 号につきまして内容説明がありました。本案についての質疑を求めます。

教育長

ご質疑ございますか。ほかに質疑・異議もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第 2 2 号「御殿場市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 2 3 号 御殿場市就学支援委員会専門調査員の任命について

教育長

それでは、御教議第 2 3 号「御殿場市就学支援委員会専門調査員の任命について」を議題といたします。

教育長

それでは内容説明をお願いします。

学校教育課長

ただ今議題となりました御教議第 2 3 号につきまして、説明いたします。議案書の 5 ページ及び御教議第 2 3 号資料をお開きください。

専門調査員は、就学支援委員会において、特別な支援を必要とする児童生徒の就学に関し、専門的に調査するため、御殿場市就学支援委員会設置条例の規定に基づき設置するものです。

調査員は、御殿場市就学支援委員会設置条例の規定により、市内の学校に勤める教員で特別支援教育の経験を有する者、特別支援教育に関する専門的知識を有する者から委嘱又は任命します。

調査員の人数に関する規定はありません。現在の調査員 5 人の任期は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの 2 年間となっていますが、このたび、委員の退任が生じたため、後任者について、前任者の残任期間を任期として承認をお願いするものです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただいま御教議第 2 3 号につきまして内容説明がありました。本案についての質疑を求めます。

教育長

ご質疑ございますか。ほかに質疑・異議もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第 2 3 号「御殿場市就学支援委員会専門調査員の任命について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 2 4 号

御殿場市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について

教育長

それでは、御教議第 2 4 号「御殿場市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

教育長

それでは内容説明をお願いします。

学校教育課長

ただ今議題となりました御教議第 2 4 号につきまして、説明いたします。議案書の 6 ページ及び御教議第 2 4 号資料をお開きください。

いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止対策推進法及び、御殿場市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等に関し、関係機関や諸団体との連携を図るために設置するものです。

委員は、御殿場市いじめ問題対策連絡協議会設置条例の規定により 3 0 人以内とし、知識と経験を有する者、学校関係者、関係行政機関の職員のうちから委嘱又は任命します。

現在の委員 2 7 人の任期は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの 2 年間となっていますが、このたび、人事異動等に伴い、委員 1 4 人の退任が生じたため、後任者について、前任者の残任期間を任期として承認をお願いするものです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただいま御教議第 2 4 号につきまして内容説明がありました。本案についての質疑を求めます。

教育長

ご質疑ございますか。ほかに質疑・異議もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第 2 4 号「御殿場市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 2 5 号

御殿場市いじめの防止等対策推進委員会委員の委嘱について

教育長

それでは、御教議第 2 5 号「御殿場市いじめの防止等対策推進委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

教育長

それでは内容説明をお願いします。

学校教育課長

ただ今議題となりました御教議第 2 5 号につきまして、説明いたします。議案書の 7 ページ及び御教議第 2 5 号資料をお開きください。

いじめの防止等対策推進委員会は、いじめ防止対策推進法及び、御殿場市いじめ防止基本方針に基づき、小・中学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、設置するものです。

具体的には、いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる「いじめの重大事態」に係る調査を行うことが主な目的となっております。

今回、新たな委員の委嘱について、教育委員会の承認を求めるものです。推進委員会は、御殿場市いじめの防止等対策推進委員会設置条例の規定により委員 5 人で組織し、委員は、法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的な知識を有する者のうちから委嘱又は任命します。

任期は令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの 2 年間となります。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただいま御教議第 2 5 号につきまして内容説明がありました。本案についての質疑を求めます。

教育長

ご質疑ございますか。ほかに質疑・異議もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第 2 5 号「御殿場市いじめの防止等対策推進委員会委員の委嘱について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 26 号

御殿場市立学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命について

教育長

それでは、御教議第 26 号「御殿場市立学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

教育長

それでは内容説明をお願いします。

学校教育課長

ただ今議題となりました御教議第 26 号につきまして、説明いたします。議案書の 8 ページ及び御教議第 26 号資料をお開きください。

学校結核対策委員会は、学校における結核対策の推進を図るため、地方自治法の規定に基づき設置するもので、学校における結核健康診断の実施状況及び結果の把握に関すること、精密検査対象児童生徒の管理に関すること等についての調査や審議を行います。

委員は、御殿場市立学校結核対策委員会設置条例の規定により、10 人以内とし、医師会の代表、保健所長、学校関係者、市職員のうちから委嘱又は任命します。

今回、前委員の任期が令和 6 年 3 月 31 日をもって満了となりましたので、改めて、委員 8 人の委嘱又は任命について、教育委員会の承認をお願いするものです。新たな任期は令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年間となります。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただいま御教議第 26 号につきまして内容説明がありました。本案についての質疑を求めます。

教育長

ご質疑ございますか。ほかに質疑・異議もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第 26 号「御殿場市立学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 27 号

富士岡中学校区学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

御教議第 28 号

高根小・中学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

御教議第 29 号

御殿場南小学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

御教議第 30 号

南中学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

教育長

それでは、御教議第 27 号から御教議第 30 号までにつきまして、内容が関連していますので、一括して審議を行いたいと思います。

教育長

それでは内容説明をお願いします。

学校教育課長

ただ今議題となりました御教議第 27 号から御教議第 30 号までにつきまして、一括して説明いたします。議案書の 9 ページから 12 ページまで及び御教議第 27 号、第 28 号、第 29 号、第 30 号資料をそれぞれお開きください。

学校運営協議会は、保護者及び地域住民の学校運営への参画の促進及び連携強化を進めることにより、学校、保護者、地域住民等が一体となって学校運営の改善並びに児童及び生徒の健全育成に取り組むため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき設置するものです。

委員は、規則の規定により 15 人以内とし、児童又は生徒の保護者、地域住民、校長、教職員、学識経験者、関係行政機関の職員のうちから委嘱又は任命します。

富士岡中学校区並びに高根小・中学校の各学校運営協議会の現在の委員 15 人の任期は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年間となっていますが、このたび、委員の退任が生じたため、後任者について、前任者の残任期間を任期として承認をお願いするものです。

また、今年度より、新たに御殿場南小学校並びに南中学校に学校運営協議会を設置するため、協議会委員の委嘱又は任命について、教育委員会の承認を求めるものです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただいま御教議第 27 号から御教議第 30 号につきまして内容説明がありました。本案についての質疑を求めます。

教育長

ご質疑ございますか。ほかに質疑・異議もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第27号「富士岡中学校区学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」御教議第28号「高根小・中学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」御教議第29号「御殿場南小学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」御教議第30号「南中学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第31号 御殿場市社会教育委員の委嘱について

教育長

それでは、御教議第31号「御殿場市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

教育長

それでは内容説明をお願いします。

社会教育課長

ただいま議題となりました御教議第31号について説明いたします。議案書13ページ及び御教議第31号資料をお願いします。

社会教育委員は、社会教育法に基づき、社会教育に関し教育委員会に助言するため設置するもので、本市では規則に基づき学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱しており、任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となっております。

この度、年度が替わり、1の学校教育の委員及び5の社会教育の委員が変更になったため、新たに委嘱するものです。なお、任期は前任者の残任期間の令和7年3月31日までの1年間となります。

説明は以上ですご審議のほどよろしく願いいたします。

教育長

ただいま御教議第31号につきまして内容説明がありました。本案についての質疑を求めます。

教育長

ご質疑ございますか。ほかに質疑・異議もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第31号「御殿場市社会教育委員の委嘱について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 3 2 号 御殿場市青少年問題協議会委員の委嘱について

教育長

それでは、御教議第 3 2 号「御殿場市青少年問題協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

教育長

それでは内容説明をお願いします。

社会教育課長

ただいま議題となりました御教議第 3 2 号について説明します。議案書 1 4 ページ、御教議第 3 2 号資料をお願いします。

青少年問題協議会委員は、地方青少年問題協議会法及び御殿場市青少年問題協議会条例に基づき、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議することなどを目的に設置しているもので、委員の人数は 3 0 名以内、任期は 2 年となっております。

この度、令和 6 年 3 月 3 1 日で任期が満了となったため、新たに委員を委嘱するものです。

委員は新任委員 1 2 名、再任委員が 8 名の 2 0 名となります。なお、任期は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの 2 年間となります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

教育長

ただいま御教議第 3 2 号につきまして内容説明がありました。本案についての質疑を求めます。

教育長

ご質疑ございますか。ほかに質疑・異議もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第 3 2 号「御殿場市青少年問題協議会委員の委嘱について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 3 3 号 青少年補導委員の委嘱について

教育長

それでは、御教議第 3 3 号「青少年補導委員の委嘱について」を議題といたします。

教育長

それでは内容説明をお願いします。

社会教育課長

ただ今議案となりました御教議第 3 3 号について説明します。議案書 1 5 ページ、本日お配りさせていただきました、御教議第 3 3 号資料をお願いします。御教議第 3 3 号資料 令和 6 年度の青少年補導委員一覧をご覧ください。

青少年補導委員は、青少年の補導活動を行うことを目的に、御殿場市青少年センター規則に基づき設置しているもので、委員数は 1 2 0 名以内、任期は 1 年となっております。

4 月の定例教育委員会においても、御協議第 1 7 号として上程させていただきましたが、委員の内御殿場西高等学校 P T A 推薦の委員 1 名が過日決まりましたことと、萩原区及び永原区において委員の転出により、新たな委員の選出がありましたので、改めて議案として上程させていただきます。

委員につきましては、青少年の育成及び保護に関係ある機関及び団体から 推薦された委員を、教育委員会が委嘱することとなっております。

委員数は、地区推薦 5 9 名、小中高の学校教職員 3 0 名、小中高の P T A 推薦者 2 0 名の計 1 0 9 名で、例年と同様に委嘱するものです。

なお、委員の活動は、令和 6 年度は年 5 4 回（令和元年 5 6 回、令和 2 年 4 3 回、令和 3 年度 4 0 回、令和 4 年度 5 1 回、令和 5 年度は年 5 6 回）の街頭補導や校区補導を予定しております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

教育長

ただいま御教議第 3 3 号につきまして内容説明がありました。本案についての質疑を求めます。

教育長

ご質疑ございますか。ほかに質疑・異議もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議がありませんでしたので、御教議第33号「青少年補導委員の委嘱について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第34号 御殿場市立図書館協議会委員の委嘱について

教育長

それでは、御教議第34号「御殿場市立図書館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

教育長

それでは内容説明をお願いします。

社会教育課長

ただ今議案となりました御教議第34号について説明します。議案書16ページ、御教議第34号資料をお願いします。

図書館協議会とは、「図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関」となり、委員数は10名以内、任期は2年となっております。

委員につきましては、「学校教育に関係する者」、「社会教育に関係する者」及び「家庭教育の向上に資する活動を行う者」並びに「学識経験のある者」の中から、教育委員会が委嘱又は任命することになっております。

この度、年度が替わり、3名の委員が変更になったため、新たに任命するため承認をお願いするものです。新任の委員は、3番、4番、9番となります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

ただいま御教議第34号につきまして内容説明がありました。本案についての質疑を求めます。

教育長

ご質疑ございますか。ほかに質疑・異議もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第34号「御殿場市立図書館協議会委員の委嘱について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 3 5 号 御殿場市子ども読書活動推進会議委員の委嘱について

教育長

それでは、御教議第 3 5 号「御殿場市子ども読書活動推進会議委員の委嘱について」を議題といたします。

教育長

それでは内容説明をお願いします。

社会教育課長

ただいま議題となりました御教議第 3 5 号について説明します。議案書 1 7 ページ、本日お配りさせていただきました、御教議第 3 5 号資料をお願いします。

子ども読書活動推進会議委員は、本市における子どもの読書活動を推進するため、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき設置しているもので、委員は、「公募による者」、「市民活動団体に属する者」、「小・中学校及び特別支援教育担当の教諭」、「小中学校の P T A を代表する者」、「幼稚園・保育所・認定こども園の保護者を代表する者」等から教育委員会が委嘱又は任命することとなっています。

この度、年度が替わり、4 名の委員が変更になったため、委嘱又は任命するため承認をお願いするものです。新任の委員は、1 0 番から 1 3 番までの 4 名です。

議案資料の次のページの専門部会委員は、御殿場市子ども読書活動推進計画における所掌事項の細部について検討するために市職員で組織する部会で、新任の委員は 3 番及び 6 番の 2 名となります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

ただいま御教議第 3 5 号につきまして内容説明がありました。本案についての質疑を求めます。

教育長

ご質疑ございますか。ほかに質疑・異議もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第 3 5 号「御殿場市子ども読書活動推進会議委員の委嘱について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第36号

御殿場市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について

教育長

それでは、御教議第36号「御殿場市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

教育長

それでは内容説明をお願いします。

学校給食課長

ただいま議題となりました、御教議第36号につきまして、内容説明をいたします。議案書の18ページと、御教議第36号資料をお開きください。

説明に入ります。運営委員会の人数は20名以内で、任期は1年となっており、委員は、一覧表のとおり17名にお願いしたいと考えています。

今年度は、給食費について審議していただき、年間2回の開催を予定しています。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

教育長

ただいま御教議第36号につきまして内容説明がありました。本案についての質疑を求めます。

教育長

ご質疑ございますか。ほかに質疑・異議もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第36号「御殿場市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 3 7 号 令和 6 年度就学援助について

教育長

それでは、御教議第 3 7 号「令和 6 年度就学援助について」を議題といたします。
本案につきましては非公開といたします。

(非公開)

教育長

それでは内容説明をお願いします。

教育総務課長

ただいま議題となりました、御教議第 3 7 号につきまして、内容説明をいたします。

(内容説明)

教育長

ただいま御教議第 3 7 号につきまして内容説明がありました。本案についての
質疑を求めます。

教育長

ご質疑ございますか。ほかに質疑・異議もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第 3 7 号「令和 6 年度就学援助について」を原案どおり承認することに決しました。

御教議第 38 号 損害賠償請求事件に係る和解について

教育長

それでは、御教議第 38 号「損害賠償請求事件に係る和解について」を議題といたします。本案につきましては非公開といたします。

(非公開)

教育長

それでは内容説明をお願いします。

学校教育課長

ただいま議題となりました、御教議第 38 号につきまして、内容説明をいたします。

(内容説明)

教育長

ただいま御教議第 38 号につきまして内容説明がありました。本案についての質疑を求めます。

教育委員

(質疑)

学校教育課課長補佐

(回答)

教育長

ご質疑ございますか。ほかに質疑・異議もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第 38 号「損害賠償請求事件に係る和解について」を原案どおり承認することに決しました。

その他・閉会

教育長

他に皆さまから協議、確認事項等ございますでしょうか。

教育長

それでは他に無いようですので、以上で御殿場市教育委員会 5 月定例会を閉会といたします。

午後 2 時 3 0 分 閉会

会議録署名人

上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。

3 番委員

4 番委員
